

令和2年度11月 泉大津フェニックスリサイクル関連産業用地公募  
 質疑に関する回答公表(第1回目:令和3年1月13日)

No	箇所	質問内容	回答
1	P.22	2. 事業計画書 2-1 事業概要 ⑦大阪港湾局運営の港湾の利用について「港湾の利用について」とあるが、具体的にはどのようなことを示しているか。	<p>本公募は、公募用地が堺泉北港の区域内に位置することから、港湾の利用促進を図る目的もあります。</p> <p>このため、事業実施に当たって大阪港湾局が運営する港湾の利用に努めていただきたいと考えています。</p> <p>製品の流通に当たり、大阪港湾局運営の港湾利用について、利用港湾名、製品名、流通量等を記載して下さい。</p> <p>ただし、大阪港湾局運営の公共岸壁等で原材料となる廃棄物等を積み下ろしすることはできず、また加工された製品についても形状等により、利用できない場合があります。</p> <p>なお、大阪港湾局運営の港湾は、大阪港、堺泉北港、阪南港、二色港、泉佐野港、泉州港、尾崎港、淡輪港、深日港の9港です。</p>
2	その他	発電エネルギー施設として焼却施設を設置する場合、公募の要件にこのような焼却施設は認められると解してよいか。	<p>整備する焼却施設が、公募要綱P.2 「5.公募するリサイクル関連事業及び施設の要件」に該当するものであれば、差し支えありません。</p> <p>ただし、土地売買契約締結時には、環境・都市計画関係等の許認可が得られることが必要です。</p> <p>なお、公募用地は、可燃性のメタンガスが発生しています。設置に当たっては、公募要綱P. 10 「13. 建築に関する条件等 (12)埋立ガスの発生及びその対策について」の内容を十分にご理解いただき、対策を講じてください。</p>